

各 位

会 社 名 株式会社エノモト
代表者名 代表取締役社長 武内 延公
(JASDAQ・コード6928)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営管理グループ
経営企画部長 久嶋 光博
電話 0554-62-5111

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第51回定時株主総会において定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の多様化と今後の事業展開に備え、保有資産を有効活用し再生可能エネルギーによる発電および売電事業を行うため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 当社は、平成28年12月16日にお知らせいたしましたとおり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行します。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第29条第2項の変更を行うものであります。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7. (条文書略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>8. 前各号に付帯または関連する輸出入</u></p> <p><u>9. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～7. (条文書略)</p> <p><u>8. 再生可能エネルギーによる発電および売電事業</u></p> <p><u>9. 前各号に付帯または関連する輸出入</u></p> <p><u>10. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員会である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、当該<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(員 数)</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第30条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u> 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(任 期)</u> 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>② <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法定または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)	第 6 章 計 算 第33条～第36条 (現行どおり)
(新設)	附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 51 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成 29 年 6 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 29 年 6 月 29 日 (木)

以 上